

別表第1（第2条、第3条、第7条、第9条関係）

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額（円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する18歳以上の者 ・ 3歳以上、18歳未満の者で下肢、体幹機能障害2級以上又は重度知的障害児	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する学齢児以上の者 ・ 重度の知的障害者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で入浴に当たって家族等の他人の介助を要する3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって、家族等の他人の介助を要する学齢児以上の者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上18歳未満の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベット（児のみ）	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害4級以上で入浴に介助を必要とする3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	便器 4,450 手すり 5,400 便器（手すりを含む。） 9,850
	特殊便器	上肢障害2級以上の者 重度の知的障害者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの（普通のウオシュレット可）	8年	151,200
	T字杖・棒状 つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	つえ 主体—木材（十分な強度を有するもの） 外装—ニス塗装 （夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増しとする。価格は1本当たりの価格。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。）	3年	2,310
			つえ 主体—軽金属 外装—塗装なし （夜光材付とした場合は410円（全面夜光材付とした場合は1,200円）増しとする。価格は1本当たりの価格。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。）	3年	3,150

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害4級以上で家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助段差解消等の用具とする	8年	60,000
	頭部保護帽	知的障害児者又は身体障害児者（肢体不自由）で、障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者（オーダーメイド型は医師の意見書が必要）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 標準型（既製品） オーダーメイド型 A スポンジ、革を主材料に製作したもの B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの	3年	標準型 12,525 オーダーメイド型 A 15,656 B 37,853
	火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（1世帯2台を限度とする）	8年	15,500
	自動消火器	同上	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
	電磁調理器	・視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上） ・重度の知的障害者で家族が日中仕事でいない世帯に属するもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の18歳以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するもの	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者 (児) であつて必要と認められる学齢児以上の者 (なお、医師の意見書があれば肢体2級以上、音声障害も対象)	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者 (児) であつて必要と認められる者 (学齢児以上) (なお、医師の意見書があれば肢体2級以上、音声障害も対象)	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上で学齢児以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000
	盲人用体重計	視覚障害2級以上で18歳以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000
	盲人用血圧計 (音声式)	視覚障害2級以上で18歳以上の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	10,000

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者であつて発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者（現行、障害者情報バリアフリー化支援事業）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	5年	100,000
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上であつて、必要と認められる18歳以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
	点字器	視覚障害であつて必要と認められる者	標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製（付属品 点筆） B 32マス18行、両面書プラスチック製（付属品 点筆）	7年	標準型 A 10,712円 B 6,798円
			携帯型 A 32マス4行、片面書アルミニウム製（付属品 点筆） B 32マス12行、片面書プラスチック製（付属品 点筆）	5年	携帯用 A 7,416円 B 1,700円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式（Digital Accessible Information System デジタル音声システム）による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの または ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	85,000
60,000					

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	文字情報と同一紙面上に掲載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800
	視覚障害者用読書器	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者（3級以下は医師の意見書があれば可）	装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は文字を音声で読み上げるもの	8年	198,000
	盲人用時計	視覚障害2級以上で18歳以上の者（音声時計は手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。（取付工事費等、機器の設置に当たつて派生的に発生する周辺経費は、原則、自己負担。）	6年	88,900

区分	種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額 (円)
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声・言語機能障害のある者 (人工鼻及び人工鼻装着用シールにあつては、常時埋込型の人工喉頭を装着した者に限る。)	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品 気管カニューレ)	4年	笛式 5,150
			電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	電動式 72,203
			人工鼻及び人工鼻装着用シール 気管孔に取り付けることで発声が可能となり、容易に使用し得るもの。	—	23,760
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系)(尿路系)	ストーマ造設者 高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障害者 (※紙おむつ等については、医師の意見書を受けた者に限る。)	ストーマ装具(消化器系)(低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋)	—	8,858
			ストーマ装具(尿路系)(低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの)		11,639
	紙おむつ等(紙おむつ)(洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	紙おむつ	12,000		
収尿器	高度の排尿機能障害者	男性用 (採尿器とストーマ装具(尿路系)で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの)	1年	男性用(普通型7,931円、簡易型5,871円)	
		女性用 普通型(耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) 簡易型(ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの)		女性用(普通型8,755円、簡易型6,077円)	

(注) 1 基準額については、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 入浴補助用具、移動・移乗支援用具又は情報・通信支援用具の給付にあつては、その耐用年数内において給付を受けた当該用具に係る給付に要した費用の額がその基準額に満たないときは、当該基準額に達するまでは、当該用具の給付の対象とする。

別表第3（第13条、第14条関係）

種目	対象者	性能等	基準額
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて、障害程度等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合にあつては、上肢障害2級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円

- (注) 1 基準額については、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 居宅生活動作補助用具の給付に要した費用が基準額に満たないときは、当該基準額に達するまでは、居宅生活動作補助用具の給付の対象とする。